

所得税及び個人住民税に対する定率減税の廃止

Q 所得税及び個人住民税に適用されてきた「定率減税」は、平成17年度税制改正により、平成18年分から半減され、さらに平成18年度税制改正により平成19年分から全廃されると聞いています。なお、所得税及び住民税の税率についても、税率区分の見直しがなされたとのことですが、どのような改正が行なわれたのですか。

A 所得税及び個人住民税に適用されていた「定率減税」は、平成17年度改正により、平成18年分所得税及び平成18年度分個人住民税で半減されたが、平成18年度改正により、さらにそれが全廃されることとなった。このほか、国から地方への税源移譲にともない、平成19年分からの所得税・住民税の税率区分の見直しが行われている。

(1) 定率減税の廃止

所得税及び住民税の定率減税は、次のように平成18年分において半減し、平成19年分において全廃される。

区 分	所得税	住民税
11～17年分	所得税額の20%相当額 (最高25万円)	所得割額の15%相当額 (最高4万円)
18年分	所得税額の10%相当額 (最高12万5千円)	所得割額の7.5%相当額 (最高2万円)
19年分以降	廃 止	廃 止

(2) 税率表の改正

平成19年分以降の所得税及び個人住民税については、税率区分の見直しを行ない、次の速算表により税額計算を行なう。税率区分の見直しにともない、平成19年1月以後に支払う給与に対する源泉徴収税額表の見直しが行なわれている。

(3) 税率区分の見直し

所得税率

< 改正前 >

課税所得	税 率
330万円以下の金額	10%
330万円超900万円以下の金額	20%
900万円超1,800万円以下の金額	30%
1,800万円超の金額	37%

< 改正後 >

課税所得	税 率
195万円以下の金額	5%
195万円超330万円以下の金額	10%
330万円超695万円以下の金額	20%
695万円超900万円以下の金額	23%
900万円超1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%

個人住民税

< 改正前 >

課税所得	税 率
200万円以下の金額	5%
200万円超700万円以下の金額	10%
700万円超の金額	13%

< 改正後 >

課税所得	税 率
一 律	10%